社会政策総体で介護を支える 一あとがきにかえて一

津止 正敏

介護保険制度が施行して 10 余年、制度導入の議論が始まってからは 15 年以上が経過した。この 10 年で介護保険制度がこの社会にどの程度定着し、どのような新たな課題を抱えているか。介護保険が掲げた介護の社会化はどの程度すすんだのか。家族はあの介護地獄から解放されたのか。10 年の検証の時期である。

介護保険の10年は、それまでにも徐々に進攻しつつあった新しい介護実態を一気に表舞台に引き出してきた10年でもあったように思う。介護保険が提供するサービスメニューはその原因にもなったし、その結果にもなった。新しい介護実態-それはどのようなことか。

一つには、専業主婦を中心とした介護モデルの融解と新しい「介護者/介護」の登場である。新しい「介護者/介護」とはこの社会の制度や規範が想定していない「介護者/介護」である。いわばこれまでにはなかったような、例えあったとしても希少例として扱われるような介護関係と介護のカタチが登場し一般化したということである。在宅介護を家族資源に依拠することはもはや困難になったことの証でもあり、逆に介護保険制度が提供する外部資源があるからこそ在宅介護という介護のカタチが可能にもなったのだ。若くも体力もない、家事も介護も出来ない「弱い」「弱りつつある」介護者がする介護である。

二つには、その結果、これもまたこの社会の制度や規範が想定していない介護問題が大量に輻輳して発生しているということである。想定外の介護問題とは何か。それは、毎年10万を超える介護離職に代表されるような介護と仕事の両立課題、介護する独身の息子・娘のキャリア・家族形成の課題、収入は途絶え支出は増えるという介護と経済的支援の課題等々、介護に派生して発生してくる生活丸ごとの課題である。介護保険が用意する排泄・入浴・食事・移動の支援のみで在宅生活が成り立つわけではないのだ。介護する側の課題も見据えた支援の必要である。介護に専念できる時間も規範もある「強い」介護者は

もはや過去のことである。介護保険施行後も家族の介護負担は減らずに、逆に より複雑化している。

三つには、皮肉にも在宅の介護環境が整備されると在宅での介護を止揚する課題が必然化することだ。42万人もの特養ホームの待機者の存在がその確かな証だ。在宅での介護に接続されるべき「みんなと一緒に暮らす」介護ステージの課題である。特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、宅老所などみんなと一緒に暮らすことはもう最後の選択ではない。むしろより最良のものとして積極的に選択しうるようにすることが必要ではないか。行政だけではなく私たち自身の課題でもある。一緒に暮らすことへの社会的合意水準を高めていく課題である。いま広がっている「弱い」「弱りつつある」介護者は、次のステージでは確実に介護を必要とする側なのだ。

男性介護者と支援者の全国ネットワークの発足三周年の記念式典や総会がもうまもなく開催される。高齢社会をよくする女性の会の樋口恵子代表より「育児休業制度と同程度の規模と予算を持つ介護休業制度の創設を提案します」というメッセージを頂いたのは一周年の記念式典。全くそうだ、と思う。介護保険単体だけでなく、雇用・経済・医療・福祉など社会政策の総体で介護を支えるという視点と仕組みが必要だ。

今、2012年4月施行に向けて改定介護保険法の詳細が明らかになりつつある。「在宅シフト」が更に強化されようとしているが、介護保険がつくりあげてきたこの10年の新しい介護実態とそのニーズに耐えうるものになっているのだろうか。更に厳しい介護実態が蔓延するのではないか、不安がひろがっている。が、この不安を運動の力として反転させ組織しきること、ここにこそ私たちの現下の課題があり、介護者運動の希望がある。